

○厚生労働省告示第百七十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年四月二十一日から適用する。

令和三年四月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後				改正前			
別表 第1部～第4部 (略)				別表 第1部～第4部 (略) (新設)			
第5部 追 補 (1)							
内 用 薬							
品 名		規 格 単 位	薬 価 円	品 名		規 格 単 位	薬 価 円
(あ)							
アルンブリグ錠30mg		30mg 1錠	4,200.50				
アルンブリグ錠90mg		90mg 1錠	11,598.00				
(い)							
イグザレルトドライシロップ小児用51.7mg		51.7mg 1瓶	5,308.30				
イグザレルトドライシロップ小児用103.4mg		103.4mg 1瓶	9,333.10				
(え)							
エドルミズ錠50mg		50mg 1錠	246.40				
※ 塩酸バンコマイシン散0.5g (OK)		500mg 1瓶	1,940.20				
(お)							
オラデオカプセル150mg		150mg 1カプセル	74,228.20				
(か)							
カルケンスカプセル100mg		100mg 1カプセル	15,202.20				
(さ)							
サルプレップ配合内用液		480mL 1瓶	1,011.60				
(て)							
㊦ テプレノンカプセル50mg「日医工P」		50mg 1カプセル	6.30				
(ま)							
マサーレッド錠5mg		5mg 1錠	44.30				
マサーレッド錠12.5mg		12.5mg 1錠	93.70				
マサーレッド錠25mg		25mg 1錠	165.10				
マサーレッド錠75mg		75mg 1錠	405.30				
(め)							
㊦ メサラジン徐放錠250mg「日医工P」		250mg 1錠	18.80				
㊦ メサラジン徐放錠500mg「日医工P」		500mg 1錠	36.30				
注 射 薬							
品 名		規 格 単 位	薬 価 円	品 名		規 格 単 位	薬 価 円
(い)							
イエスカルタ点滴静注		1患者当たり	32,647,761				
イオプロミド300注シリンジ50mL「BYL」		62.34%50mL 1筒	1,965				
イオプロミド300注シリンジ80mL「BYL」		62.34%80mL 1筒	3,569				
イオプロミド300注シリンジ100mL「BYL」		62.34%100mL 1筒	4,546				
イオプロミド300注20mL「BYL」		62.34%20mL 1瓶	1,008				
イオプロミド300注50mL「BYL」		62.34%50mL 1瓶	2,351				
イオプロミド300注100mL「BYL」		62.34%100mL 1瓶	3,726				
イオプロミド370注シリンジ50mL「BYL」		76.89%50mL 1筒	2,598				
イオプロミド370注シリンジ80mL「BYL」		76.89%80mL 1筒	4,084				
イオプロミド370注シリンジ100mL「BYL」		76.89%100mL 1筒	5,120				

<u>イオプロミド370注20mL「BYL」</u>	<u>76.89%20mL 1 瓶</u>	<u>1,064</u>
<u>イオプロミド370注50mL「BYL」</u>	<u>76.89%50mL 1 瓶</u>	<u>2,808</u>
<u>イオプロミド370注100mL「BYL」</u>	<u>76.89%100mL 1 瓶</u>	<u>5,285</u>
<u>(え)</u>		
<u>エムガルティ皮下注120mgオートインジェクター</u>	<u>120mg 1 mL 1 キット</u>	<u>45,165</u>
<u>エムガルティ皮下注120mgシリンジ</u>	<u>120mg 1 mL 1 筒</u>	<u>44,940</u>
Ⓣ <u>※塩酸バンコマイシン点滴静注用0.5g (OK)</u>	<u>0.5g 1 瓶</u>	<u>1,427</u>
<u>(け)</u>		
<u>ゲムシタビン点滴静注用200mg「SUN」</u>	<u>200mg 1 瓶</u>	<u>1,286</u>
<u>ゲムシタビン点滴静注用1g「SUN」</u>	<u>1g 1 瓶</u>	<u>6,190</u>
<u>(そ)</u>		
<u>ゾレドロン酸点滴静注4mg/100mLバッグ「日医工P」</u>	<u>4mg100mL 1 袋</u>	<u>8,061</u>
<u>(ひ)</u>		
<u>ヒュンタラーゼ脳室内注射液15mg</u>	<u>15mg 1 mL 1 瓶</u>	<u>1,981,462</u>
<u>(り)</u>		
<u>リンスパッド点滴静注用1000mg</u>	<u>1,000mg 1 瓶 (溶解液付)</u>	<u>216,054</u>
	<u>外 用 薬</u>	
<u>品 名</u>	<u>規 格 単 位</u>	<u>薬 価</u>
		<u>円</u>
<u>(し)</u>		
<u>ジムソ膀胱内注入液50%</u>	<u>50%50mL 1 瓶</u>	<u>11,210.50</u>

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇<sup>けつ</sup>注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) ブロスマブ製剤 メポリズマブ製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇<sup>けつ</sup>注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) ブロスマブ製剤 (新設)</p>